

佐賀県告示第 311 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、令和 4 年 12 月 26 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

令和 4 年 12 月 23 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 2 - (3 - メトキシフェニル) - 2 - [(プロパン - 2 - イル) アミノ] シクロヘキサン - 1 - オン (通称名 : MXiPr、Methoxisopropamine) 及びその塩類
- (2) 化学名 N - メチル - 1 - (5 - メチルチオフェン - 2 - イル) プロパン - 2 - アミン (通称名 : 5-MMPA、Mephedrene) 及びその塩類
- (3) 化学名 2 - { 2 - (4 - エトキシベンジル) - 1 H - ベンゾ [d] イミダゾール - 1 - イル } - N, N - ジエチルエタン - 1 - アミン (通称名 : Etazene、Etodesnitazene) 及びその塩類
- (4) 化学名 N - (1 - アミノ - 3, 3 - ジメチル - 1 - オキソブタン - 2 - イル) - 1 - ヘキシル - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキシアミド (通称名 : ADB-HEXINACA、ADB-HINACA) 及びその塩類
- (5) 化学名 N - (1 - アミノ - 1 - オキソ - 3 - フェニルプロパン - 2 - イル) - 1 - ブチル - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキシアミド (通称名 : APP-BINACA、APP-BUTINACA) 及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。